

第3章 町民参加

（提出された意見等の取扱い）

第15条 行政は、町民参加によって寄せられた意見等を総合的に検討するものとします。

2 行政は、意見等の検討を終えたときは、速やかに次の事項を公表するものとします。ただし、美幌町情報公開条例(平成12年美幌町条例第4号)の規定により公表することが適当でない認められるときは、この限りではありません。

- (1) 意見等の内容
- (2) 意見等の検討結果及びその理由

【解説・考え方】

行政が、町民から単に意見等を聴くだけではなく、その提出された意見等の実現の可能性を総合的に検討するよう規定しています。

そして、意見等に対しての検討結果及び結果を町ホームページや情報コーナー等で広く町民へ公表することとしています。ただし、意見等の中に個人情報や事業活動情報、第三者の利益を害するおそれがあるもの、公序良俗に反するものなど公表することが適当ではない情報が含まれているときは、それらの部分は公表しないこととしています。

第9章 行政運営

（総合計画）

第36条 行政は、美幌町の目指す将来の姿を明らかにし、総合的かつ計画的な行政運営を行うため、総合計画を策定します。

2 行政は、基本構想の策定に当たっては、議会の議決を経るものとします。

3 行政は、総合計画を最上位の計画と位置付け、行政が行う政策は法令の規定によるもの及び緊急を要するものを除き、総合計画に基づいて実施します。

4 行政は、総合計画の実実施計画を毎年度見直すとともに、事務及び事業の進行を管理し、その状況を公表します。

5 行政は、各施策の基本となる計画の策定及び実施に当たって、総合計画との整合性を図りながら進めます。

6 行政は、総合計画の基本構想及び基本計画並びに各施策の基本となる計画の策定及び見直しに当たって、検討内容を公表します。

【解説・考え方】

◇ 第1項関係

行政は、美幌町の目指す将来の姿を明らかにし、総合的で計画的な行政運営を行うため、総合計画を策定することを規定しています。

◇ 第2項関係

基本構想は、町全体の総意として策定することの重要性を鑑み、町民の代表である議会の議決は必要かつ重要であるため、策定に当たっては議会の議決を経ることを規定しています。

◇ 第3項関係

総合計画は、行政運営のための最上位の計画として位置づけられるものであり、行政は政策を法令の規定による場合や緊急を要する場合などの特別の場合を除き、総合計画に基づいて行うことを規定しています。

◇ 第4項関係

現在の第5期美幌町総合計画は、基本構想（10年間）を最上位とし、基本計画（前期3年間・中期4年間・後期4年間）、実施計画（3年間（毎年度見直し））の3層で構成しています。実施計画は予算と直結していることから、社会経済情勢にも対応できるよう、行政はこれを毎年度見直しすることを規定し、見直しの状況や事業の進行管理を公表することを規定しています。

(町民参加の対象)

第13条 行政は、次の事項を実施するときは、町民参加を求めるものとします。

- (1) 総合計画の基本構想及び基本計画並びに各施策の基本となる計画の策定又は見直し
 - (2) 政策に関する基本方針を定め、又は町民に義務を課し、若しくは町民の権利を制限することを内容とする条例の制定、改正又は廃止
 - (3) 町の施設の新設、改良又は廃止の決定(ただし、別に規則で定める場合を除きます。)
 - (4) 広く町民が利用する町の施設の利用方法の決定
 - (5) 事務及び事業を効果的かつ効率的に推進するための外部評価の実施
 - (6) 町民の生活に大きな影響を及ぼす施策の決定
 - (7) 前各号のほか、町民参加が有効と思われる事項
- 2 行政は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、町民参加を求めないものとします。
- (1) 軽微なもの
 - (2) 緊急に行わなければならないもの
 - (3) 行政内部の事務処理に関するもの
 - (4) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づき行うもの
- 3 行政は、第1項の規定にかかわらず、町税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの(地方税法(昭和25年法律第226号)第5条第3項又は第7項の規定により新たな税目を起こす場合を除きます。)は、町民参加を求めないことができます。
- 4 行政は、前2項の規定により町民参加を求めなかった場合において、行政が必要と判断したとき又は町民からその理由を求められたときは、その理由を公表しなければなりません。

【解説・考え方】

◇ 第1項関係

行政が町民参加を求める事項を規定しています。

- (1) ・ 「総合計画の基本構想及び基本計画並びに各施策の基本となる計画」は、美幌町の長期的、総合的な方向性を定めるものであり、町民と行政が町の将来に対する共通の目標や認識を持って、その策定又は見直しを行うことが必要なことから、町民参加の対象としたものです。
 - ・ 構想、指針、方針等の名称であっても、「長期的な視点」に立ち「総合的」な方針や政策等を定める計画の要素を有しているものは参加の対象となります。
 - ・ 「総合計画の基本構想」とは、地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための構想であり、総合計画の最上位に位置づけられるものです。「総合計画の基本計画」とは、基本構想の実効性を持たせるための具体的な計画を指します。「各施策の基本となる計画」とは、具体には高齢者保健福祉計画、住生活基本計画、都市計画マスタープラン、行政改革大綱及びその実施計画等が該当します。
- (2) ・ 「政策に関する基本方針を定める条例」とは、政策全般又は個別行政分野における美幌町の基本的な考え方、理念を示すものが該当します。具体には、くらし安全まちづくり条例、この自治基本条例等が該当します。
 - ・ 「町民に義務を課し、若しくは町民の権利を制限することを内容とする条例」とは、町民個人の活動や事業者等が行う活動に禁止行為や制限を設けるなど、規制を課すような、町民の権利義務にかかわる条例をいいます。具体には、他自治体で制定されている「たばこのポイ捨て禁止条例」**「自転車放置防止に関する条例」**等が該当します。
- (3) ・ 「町の施設」には、役場庁舎や廃棄物処理場などのように、町が事務や事業を執行するための施設(公用施設)と、図書館、体育施設等、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設(公の施設)の両方を含んでいます。
 - ・ 町の施設の新設、改良、廃止の決定に関する事項を町民参加の対象としました。限られた町の財政状況においては、町の施設は町民のニーズに応じて計画、整備される必要があります。